

令和7年9月11日

小学生及び中学生の保護者 様

牧之原市教育委員会
牧之原市菊川市学校組合教育委員会

災害救助法に基づく学用品の現物支給について

日頃より学校教育につきまして、ご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。併せて、令和7年9月5日の台風15号で被害を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

台風15号の被害については、9月5日付けで静岡県により「災害救助法」の適用を受けました。これにより台風被害で喪失または損傷等により使用ができなくなった学用品を現物支給できるようになりました。

つきましては、学用品の支給に係る調査を行いますので、下記に該当する場合は、別紙「学用品の支給に係る申請書（以下（申請書））」の提出をお願いいたします。

記

1 学用品（文房具、通学用品）の現物支給の基準

(1)対象者

台風被害を受けた家庭で、学用品の喪失や損傷等により使用ができず、学校生活を送る上で支障のある小学生及び中学生

(2)対象品目

ア 教科書、正規の教材（無償配付）	教科書、学校で使用しているワークブック、問題集、資料集 など
イ 文房具、通学用品（現物支給） 【限度額】 1人当たり 小学生 5,500 円（税込）以内 中学生 5,800 円（税込）以内	ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、筆、下敷き、定規、傘、靴、長靴、体育着、リコーダー、工作用具 など

※正規の教材の詳細は、申請書提出時に学校に相談ください。

※体育着、体育館シューズ等は学校が指定する物に限ります。

※文房具や通学用品の種類は具体的に記入してください。（例：漢字ノート150字、絵具12色セットなど）

(3)支給方法

現物支給となります。物品が納品され次第、学校を通じて支給します。

2 提出書類

(1)学用品の支給に係る申請書

小学生あるいは中学生1人につき1枚記入してください。

(2)り災証明書の写し

提出期限に証明書の発行が間に合わない場合は、後日提出で可能です。

3 提出期限

令和7年9月19日（金）

4 提出先

クラス担任の先生に提出してください。

5 その他

「学用品には直接被害がない」などといった理由で支給を希望しない場合は、申請書を提出する必要はありません。

問い合わせ 学校教育課 電話：0548-53-2645

提出日：令和 年 月 日

災害救助法による学用品の給与に係る申請書

災 害 名	令和7年台風15号に伴う災害		
学 校 名			
所 属 ク ラ ス		保 護 者 氏 名	
児 童 生 徒 氏 名		保護者電話番号	
被 災 の 状 況 該当するものに○を付けてください	全壊 流失 半壊 床上浸水 一部損壊（窓ガラス割れ、外壁剥がれ、屋根損壊等）		

本申請書は、児童生徒1人につき1枚の提出が必要です。
また、本申請書のほか、り災証明書の写しの提出も必要となります。り災証明書が手元にない人は、先に本申請書を提出し、り災証明書が届き次第、その写しを提出ください。

【教科書等】使用できなくなった教科書に「○」を記入してください。
正規の教材で使用できなくなったものについては、本申請書提出時に何が必要か学校で相談ください。

小 学 校	国語	書写	社会	地図	算数	理科	生活	音楽
	図工	家庭	保健	英語	道徳			
中 学 校	国語	書写	地理	歴史	公民	地図	数学	理科
	音楽	器楽	美術	家庭	英語	道徳	保体	技術
正 規 の 教 材	(学校で相談ください。例：計算ドリル、社会科副読本等)							

<裏面あり>

【学用品】使用できなくなった物品の現物支給を希望する場合は、下記に記入してください。

学用品は、1人当たり小学生 5,500 円、中学生 5,800 円が限度額です。限度額を超えた場合、優先順位を基に現物支給となります。
なお、メーカーやデザイン等の選択はできませんので、ご了承ください。

優先順位	品名	数量	金額	メーカー名、型番、サイズ等
記入例 1	体育着（上）	1	3,000 円	サイズ 150
記入例 2	漢字ノート	1	150 円	150 字
第 1 優先				
第 2 優先				
第 3 優先				
第 4 優先				
第 5 優先				
第 6 優先				
第 7 優先				
第 8 優先				
第 9 優先				
第10優先				
第11優先				
第12優先				
第13優先				
第14優先				
第15優先				

<学校チェック欄>

り災証明書（写）	☐ 提出済	☐ 提出	☐ 申請中	☐ 未申請
確 認 者				